

○号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年四月二十八日政令第一〇九号）

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則（平成十一年九月二〇日政令第二七〇号）

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成十一年二月八日政令第三九三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二〇年九月一九日政令第二九七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。